

(参考) 中小企業承継事業再生計画の概要

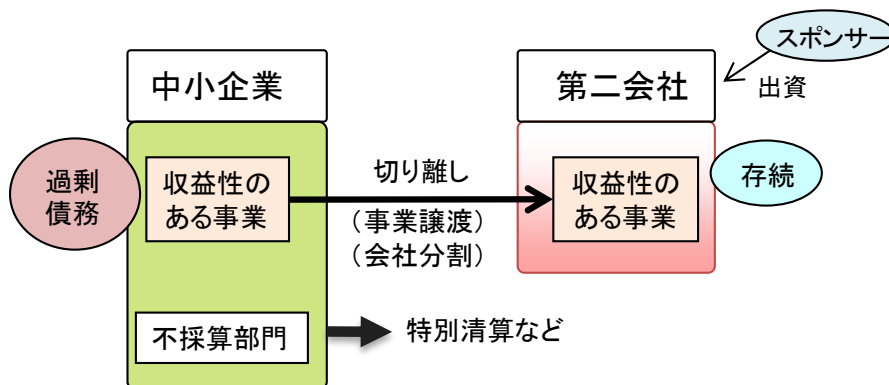
1. 認定制度の創設

●産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法を改正し、「中小企業承継事業再生計画」の認定制度を創設しました。平成21年6月22日から制度の運用を開始しています。

●中小企業が第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を作成し、その計画が一定の基準を満たせば、計画の認定を受けることができます。

<第二会社方式とは>

財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り出し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等を行うことにより事業の再生を図ります。この第二会社方式は中小企業の事業再生に有効な再生手法です。



●「過大な債務を抱え事業の継続が困難となっている」、「収益性のある事業を有している」といった状況にある中小企業を対象となります。認定には中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることなど、一定の要件を満たす必要があります。

2. 認定による支援内容

中小企業がこの認定を受けると、下記の3つの支援が受けられます。

(1) 営業上必要な許認可を承継

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた事業に係る許認可を第二会社が承継できます。

<承継の対象となる許可>

- ・旅館業許可（旅館業法第3条）

- ・一般建設業許可、特定建設業許可（建設業法第3条）
- ・一般旅客自動車運送事業許可（道路運送法第4条）
- ・一般貨物自動車運送事業許可（貨物自動車運送事業法第3条）
- ・火薬類製造・販売業許可（火薬類取締法第3条及び第5条による許可）
- ・一般ガス事業、簡易ガス事業の許可（ガス事業法第3条及び第37条の2）
- ・熱供給事業許可（熱供給事業法第3条）

(2) 税負担の軽減措置

第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税及び不動産取得税が軽減されます。

◆登録免許税の軽減

	登記事項	本則税率	軽減税率	
商業登記	株式会社の設立又は資本金の額の増加	0.70%	0.35%	
	分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加	資本金が純増しない部分	0.15%	0.10%
		資本金が純増する部分	0.70%	0.35%
不動産登記	事業譲受による不動産の所有権移転（土地）	1.00%(*1)	1.00%(*1)	
	事業譲受による不動産の所有権移転（建物）	2.00%	1.60%	
	分割による不動産の所有権移転	0.80%	0.20%	

(*1) 租税特別措置法第72条に基づく優遇税率適用後の税率

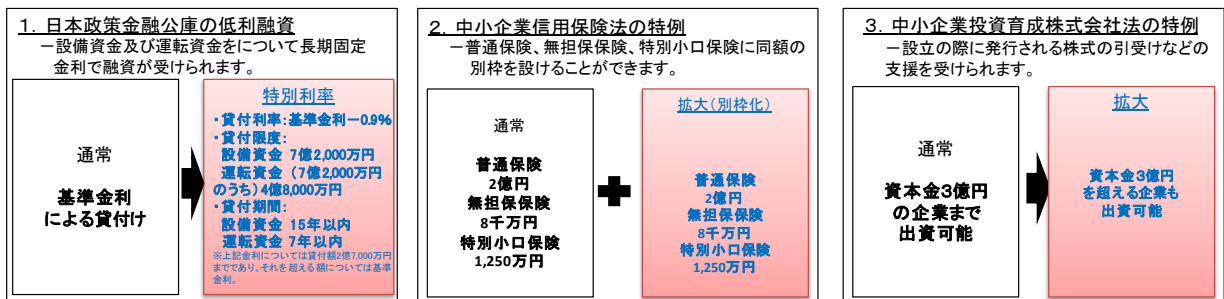
◆不動産取得税の軽減

取得の形態等	本則税率	軽減税率
事業譲受による不動産の所有権の取得（土地）	3.00%(*2)	2.50%
事業譲受による不動産の所有権の取得（建物）	4.00%	3.33%

(*2) 地方税法附則第11条の2に基づく優遇税率適用後の税率

(3) 金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援を受けられます。



※詳細は、以下の中小企業庁のHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2009/090622ShoukeiJigyousaisei.htm>